

令和4年度 三春町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和4年7月22日制定

1 趣 旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、三春町の調達方針として、次のとおり定めるものである。

2 方針の適用範囲

この調達方針は、町の全ての部局等での物品等の調達に適用する。

3 調達する物品等及び目標額

町が障害者就労施設等から調達する物品等及び目標額は次のとおりとする。

物 品	謝礼品、記念品（食料品、小物雑貨）、その他
役 務	施設管理作業、封入作業、清掃作業、その他
目標額	令和4年度の目標額は25万円とする。

4 調達の推進方法

- （1）障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、保健福祉課は三春町共生社会推進本部会議において、各部局等へ可能な限り障害者就労施設等の受注機会の増大に努めるよう依頼する。また、目標額の達成に向けて、実績の向上を図るための有益な情報提供を行うものとする。
- （2）町の各部局等は、障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、三春町財務規則（昭和57年12月1日規則第16号）第125条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を積極的に活用するものとする。
- （3）保健福祉課は、町が必要としている物品等に関する情報を障害者就労施設等と共有するとともに、提供を受ける物品等の質の向上及び供給の円滑化に向けた主体的な取組みを促すものとする。
- （4）町が交付金等を交付している実行委員会等についても調達方針の適用対象とし、積極的な物品等の調達に努めるよう周知するものとする。

5 調達方針及び調達実績の公表方法

障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定した場合、及び当該年度における調達実績の概要がまとめ次第、町ホームページにより公表するものとする。